

皆様のために私たちは一切妥協しません。

新しい貸金ルールをご存じですか？ 平成22年6月18日に法律が変わりました。

貸金業者からの借入金額の総額が「**年収の3分の1**」まで
 例えば、年収300万円の方が、貸金業者に100万円以上借りているような場合は、新規の借入の利用ができなくなりました。

下記のような場合、**年収等を証明する書類提出が必要となります。**

1社で50万円超借入の場合

新規でN社借入を行い、借入額の合計が100万円超の場合

K社 55万円 収入証明が必要です。	L社 50万円 収入証明不要。	M社 30万円 収入証明不要。	N社 30万円 収入証明が必要です。
---------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------------

総量規制には、「**除外**」または「**例外**」となる貸付けがあります。

- 除外** 不動産購入のための借入・自動車購入の自動車担保ローン・高額医療費の借入など
 「除外の貸付けとは、年収の3分の1を超えている場合でも、その部分について返済の能力があるかを判断したうえで、貸付けができること。」
- 例外** 緊急時の医療費としての借入・有価証券担保ローン・不動産担保ローン・顧客に一時的有利となる借換え・個人事業主が事業資金を借りる場合など

総量規制が施行された為、右記のようなケースが考えられます。

専業主婦が借入れを行う場合、配偶者である**夫の同意**と、**夫の年収証明の提示**が必要になります。(同意・年収証明の提示があった場合でも、借入れは夫の年収の3分の1までとなります。)そのため、複雑な手続きが必要になる上、借入れが困難になる可能性があります。

2010年4月19日以降、過払い金返還請求しても信用情報機関に登録されなくなりました。



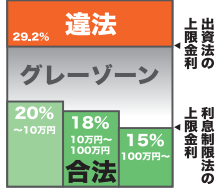
債務整理について

借金が多くなってしまっ返済に困った人のための法的な借金の整理の方法のことを言います。債務整理は**任意整理(過払い金返還請求を含む)**、**自己破産**、**個人再生**、**特定調停**の4つに分けられます。これらの法的手続きにより、借金を無くしたり、大幅に減額することが可能となります。いまだに自己破産しかないと思っている方が少なくないのも事実ですが、任意整理や個人再生を利用することによって自己破産をしなくても債務の過剰状態を脱し、新たな生活を立てなおすことができます。

グレーゾーンが撤廃されました

金融業者は、罰則のない利息制限法より高く、罰則のある出資法より低い金利で貸し付けているところがほとんどでした。この利息制限法と出資法との利息がグレーゾーン金利です。2010年6月18日の改正貸金業法の実施で、グレーゾーン金利は完全に撤廃され、この金利で貸し付けると行政処分または刑事罰の対象になります。

▶利息制限法を超えて払い過ぎた、過去のグレーゾーン金利分を差し引き計算し、返済金額の減額や過払い金の返還を求めます。



- #### 任意整理の流れ
- STEP 1** まずはお話をうかがいます。
ご相談・受任 ローンの整理方法や、各種費用及び毎月の返済額等を相談させていただきます。
 - STEP 2** 業者から催促を停止させます。
貸金業者への通知 ご相談の翌日にはすべての業者(債権者)に受任通知を送付し、催促を停止させます。
 - STEP 3** これまでいくら払ったか整理します。
返済内容の開示要求 すべての業者に、これまでいくら返済したかの回答をもらいます。
 - STEP 4** 払い過ぎた額の返還を請求します。
法定利息による再計算 利息の払い過ぎを元本に充当し、借金を減額。過払い分の返還を請求します。
 - STEP 5** 今後の返済計画を決めます。
返済計画の協議 残りの元金を確定し、新たに月々返済できる額を交渉し、決定します。
 - STEP 6** 和解契約に基づいて返済していきます。
返済の実行・終了 和解契約書に基づいて無理なく返済。終了すれば債務から解放されます。

事例 1



債務を減額した事例 Oさんの場合

生活状況：年齢40歳 既婚(夫と子供2人) パート
手取り月収8万円 **消費者金融5社233万円**

Oさんはもともと専業主婦で、夫の月収23万円の家計をやりくりしていましたが、子供の教育費や生活費の不足を、消費者金融やクレジット会社より借入れ、返済が困難になり本人もパートで働くも月の返済が、パート収入を上回り(約10万円)夫に内緒で返済するのが困難となり、当事務所に相談にいらっしゃいました。

総債務233万円→50万円に減額、月返済も10万円→2万円に。しかも、これから何年かかるか分からなかった**返済期間も2年1ヶ月へ。**

借入先	借入期間	借入額	債務整理後の金額
A社	4年	75万円→	29万円
B社	4年	50万円→	16万円
C社	7年	48万円→	22万円過払返還
D社	3年	32万円→	13万円
E社	2年	28万円→	14万円

事例 2



過払い金返還の事例 Uさんの場合

生活状況：年齢35歳 既婚(妻と子供1人) サラリーマン
消費者金融6社399万円

Uさんは、13年前に交際費として消費者金融より20万円の借入をし、その返済の為に借入を繰り返し、借入総額は現在399万円に。ここ一年は月の支払が15万円となっていました。現在どこの消費者金融も借入ができず、妻子を養うサラリーマンとしては、支払も限界となり当事務所に債務整理の相談にいらっしゃいました。

調査の結果、取引が長い業者が多かったことから、4社から過払い返還が189万円あり、1社は0円に、残った1社も12万円に減額となり、過払い金

借入先	借入期間	借入額	債務整理後の金額
A社	13年	200万円→	121万円過払返還
B社	9年	60万円→	33万円過払返還
C社	8年	48万円→	19万円過払返還
D社	7年	33万円→	16万円過払返還
E社	6年	30万円→	0万円
F社	4年	28万円→	12万円

より返済をしても合計177万円の返還金がありました。
総債務 399万円→177万円過払い返還(払い過ぎ分)

事例 3



完済後過払い金返還の事例 Fさんの場合

生活状況：年齢66歳 既婚(妻) 無職(年金収入のみ)
消費者金融5社500万円(昨年完済済み)

Fさんは、ギャンブルや飲食代などで消費者金融から500万円もの借入を14年に渡り返済し続け、昨年会社を定年退職したため退職金の大半を使い一括で支払いました。今年に入り、知人より払い過ぎている分の返還請求をできるので、は？との話を聞き、当事務所に相談にいらっしゃいました。

Fさんはグレーゾーン金利を長年にわたって支払っていたため、**結果として409万円もの過払い返還に成功しました。**

借入先	借入期間	返還請求による返還額
A社	14年→	138万円
B社	12年→	115万円
C社	9年→	85万円
D社	8年→	56万円
E社	4年→	15万円

※以上は、一般的な案件を参考に創作した事例です。解決の結果は、借入条件・取引状況により個人差があり、必ずしもこのような結果になるとは限りませんので、詳しくはお問い合わせ下さい。